

会 議 録

教育長	<p>令和7年度第15回沖縄市教育委員会定例会をこれから開会いたします。はじめに事務局より、本日の会議について説明をお願いいたします。</p> <p>教育総務課長より、出席者及び議事日程について説明。</p>
教育長	<p>本日の会議録の署名については、嘉納委員を指名いたします。それでは日程第1、「教育長の一般報告」についてお手元の資料より報告いたします。</p> <p>報告資料「2月教育長参加行事一覧」のとおり報告。</p>
教育長	<p>ただいまの報告につきまして、何か質疑等はありませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし。</p>
教育長	<p>続いて、日程第2、報告事項「小学校及び中学校の通学区域の変更について（答申）」事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>学務課長、学務係長より別紙「小学校及び中学校の通学区域の変更について（答申）」のとおり説明。</p>
教育長	<p>ただいまの報告につきまして、質疑等はございませんか。</p>
嘉納委員	<p>改正後も10年間は調整区域として、以前の学校へ変更できるということですね。</p>
学務係長	<p>はい、基本的には変更後の学校になりますが、希望があれば10年間は以前の指定校を選択可能です。また、卒業まで、あるいは転学に至るまでは従前の例によることができます。</p>
教育長	<p>他に質疑等ございませんか。</p>

会 議 録

教育委員	質疑なし。
教育長	続いて、日程第 3、議案第 14 号「沖縄市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について」事務局より説明をお願いいたします。 学務課長及び学務係長より別紙「沖縄市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について」のとおり説明。
教育長	先ほどの答申に関わる規則の改正ということであります。通学区域において、飛び地があったり、道路を挟んでいたりする部分を整理しております。 ただいまの議案につきまして、質疑等はございませんか。
教育委員	質疑なし
教育長	それでは、議案第 14 号「沖縄市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について」は、原案の通り決定としてよろしいでしょうか。
教育委員	異議なし 議案第 14 号「沖縄市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について」全会一致で可決。
教育長	続いて、日程第 4、議案第 15 号「沖縄市立学校施設の使用に関する規則の一部改正について」事務局より説明をお願いいたします。 学務課長及び助成係長より別紙「沖縄市立学校施設の使用に関する規則の一部改正について」のとおり説明。
教育長	ただいまの議案につきまして、質疑等はございませんか。

会 議 録

嘉納委員	使用料は発生するということですね。
学務課長	使用料の徴収については減免規定がありますが、本市スポーツ少年団やスポーツ協会以外の利用、あるいは本市の社会教育団体以外の場合は、条例に基づき使用料が発生します。
教育長	他に質疑等ございませんか。
教育委員	質疑なし。
教育長	それでは、議案第 15 号「沖縄市立学校施設の使用に関する規則の一部改正について」は、原案の通り決定としてよろしいでしょうか。
教育委員	異議なし。
	議案第 15 号「沖縄市立学校施設の使用に関する規則の一部改正について」全会一致で可決。
教育長	続いて、日程第 5、議案第 16 号「沖縄市学校運営協議会規則の一部改正について」事務局より説明をお願いいたします。
	指導課長より別紙「沖縄市学校運営協議会規則の一部改正について」のとおり説明。
教育長	ただいまの議案につきまして、質疑等はございませんか。
嘉納委員	第 16 条の第 2 項について、教育委員会への報告は会長ではなく、対象学校の校長が行うということですか。
指導課長	はい。委員の委嘱にあたっては、校長先生からの推薦にて行っていますので、基本的には校長先生からご報告いただきます。

会 議 録

嘉納委員	<p>第5条の第2項「協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を經由し、沖縄県教育委員会に対して意見を述べることができる。」について、全国的にも議論になっていると思いますが、沖縄市では実際にそういった事例はありますか。</p>
指導課長	<p>事例としてはございませんが、学校運営協議会の主な機能の1つとして、文部科学省からも求められていますので、規定をさせていただいております。ただ、実際の運用はまだありません。</p>
教育長	<p>他に質疑等ございますか。</p>
教育委員	<p>質疑なし。</p>
教育長	<p>それでは、議案第16号「沖縄市学校運営協議会規則の一部改正について」は、原案の通り決定としてよろしいでしょうか。</p>
教育委員	<p>異議なし</p>
教育長	<p>議案第16号「沖縄市学校運営協議会規則の一部改正について」全会一致で可決。</p> <p>続いて、日程第6、議案第17号「沖縄市立学校管理規則の一部改正について」事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>指導課長より別紙「沖縄市立学校管理規則の一部改正について」のとおり説明。</p>
教育長	<p>先ほどの議案第16号の規則改正と合わせまして、整合性が取れるよう改正しております。現行の部分の学校運営協議会については、学校運営協議会の規則の方に落とし込んで、学校管理規則からは削っています。</p> <p>ただいまの議案につきまして、質疑等はございませんか。</p>

会 議 録

教育委員	質疑なし
教育長	それでは、議案第 17 号「沖縄市立学校管理規則の一部改正について」は、原案の通り決定としてよろしいでしょうか。
教育委員	異議なし
	議案第 17 号「沖縄市立学校管理規則の一部改正について」全会一致で可決。
教育長	続いて、日程第 7、報告事項「臨時代理について」は、人事に関する事案のため、沖縄市教育委員会会議規則第 5 条の規定に基づき非公開としてよろしいでしょうか。
教育委員	異議なし。
教育長	異議なしとのお声をいただきましたので、報告事項「臨時代理について」は非公開といたします。
教育長	続いて、日程第 8、報告事項「令和 7 年度沖縄市就学支援委員会最終答申について」事務局より説明をお願いいたします。
	指導課指導係長より別紙「令和 7 年度沖縄市就学支援委員会最終答申について」のとおり説明。
教育長	ただいまの報告事項につきまして、質疑等はございませんか。
嘉納委員	人口比、児童生徒数の比率からすると、沖縄市は近隣市町村と比較して多いのでしょうか。
指導課指導係長	他市町村との比較は行っておりません。

会 議 録

嘉納委員	新年度に向けて 634 名判定していますよね。
指導課指導係長	はい。沖縄市では独自に、2 年以上在籍した児童生徒を対象に学びの場の見直しを行っております。その児童生徒が 531 名の内 227 名入っていますので、新規の児童生徒は、約 200 名程度が、支援学級又は支援学校というような形になります。
教育長	去年は何名ほどいましたか。
指導課指導係長	昨年は 550 名の判定をしていますので、20 名程度申請が減っているという形にはなります。
教育長	一番多いのはいつでしたか。
指導課指導係長	学びの場の見直しをスタートしたときには、700 名程度いましたが、横ばい、また新規の申請は減少傾向にあります。ですが、幼稚園児童からの申請が昨年度に比べて 30 名程度増えています。
嘉納委員	学びの場の見直しというのは、どういったものですか。
指導課指導係長	2 年以上支援学級に在籍した児童生徒、例えば小学校入学時に判定され、1 年生、2 年生と支援学級に在籍した児童を 3 年生の段階で就学支援委員会に上げていただいて、学校や保護者の方と相談したうえで、このまま知的学級でいいのか、もしくは退級出来ないか等、一度立ち止まって今後の学びの場について考えていただき、就学支援として検討するというところを実施しております。
嘉納委員	沖縄市独自の取り組みですか。
指導課指導係長	はい。学びの場の見直しを始めたきっかけが、学びの見直しをせず知的支援学級にいた生徒が中学校に上がる際に、指数の関係で知的支援学級から外れてしまうことがありました。そうすると、6 年間小学校で知的支援学級にいたのに、中学校からいきなり通常学級になるというケースがありましたので、保護者の方や本人の負担や心配を減らすためにも、一度知的支援学級でいいのかというところを見直す機会をつくる必要があると考えました。また、自閉・情緒支援学級の場合

会 議 録

	<p>は、一度入るとなかなか抜け出すきっかけがなく、小さい学級の中で過ごしていきます。ですが中学校を卒業すると自閉・情緒支援学級は高校にはないため、あくまでも自閉・情緒支援学級の児童生徒は退級を目標に考えていただき、一度立ち止まって学びの場を再検討するために実施しています。</p>
<p>嘉納委員</p>	<p>市内小中学校の特別支援学級の数はどれだけですか。</p>
<p>指導課指導係長</p>	<p>データを後でお届けします。多いところは、美東小学校や美里小学校は10クラスを超えています。美東、美里、高原が多くなっています。規模が大きいという点もありますが、それでも学校の中に10クラス以上特別支援学級があるというのは多いのではないかと考えています。</p>
<p>大田委員</p>	<p>知的支援学級に判定された児童生徒は、皆療育手帳をもっているのですか。</p>
<p>指導課指導係長</p>	<p>必ずしも全員療育手帳を持っているわけではありません。</p>
<p>大田委員</p>	<p>そうですね。例えば、言語支援学級から知的支援学級に学びの場を変えるということは、療育手帳を持つことになりませんか。</p>
<p>指導課指導係長</p>	<p>就学支援委員会の申請時の必要書類に、発達検査があります。その項目にはIQがあり、おおむねですが、IQが50以下の児童生徒が支援学校における知的の範囲となっております。又、70～50の児童生徒が、支援学級における知的の範囲となっております。もちろん数値だけではないですが、一つの大きな根拠・基準としてIQで審議の中の一つの資料として使っているところです。例えば言語から知的の児童生徒というところに関しましては、最初入級した時は言語面が非常に困難かなということで言語に入りましたが、そこでの学校生活の様子や、再度IQを取った時にかなり落ち込みがあるということで見直しとなりました。小学校入学の時に受けるIQは幼稚園児の時に受けているものですから、障がい複合していると発達検査を受けた時に気持ちが合わないこともあります。そこで見直しをしていくと、やはり言語も課題があるけども、やっぱり知的のところが一番の主障がいであるとい</p>

会 議 録

大田委員	うところでこの判定に至りました。
指導課指導係長	知的学級から自閉・情緒学級に 29 件の措置替えというのは、 どういった事例がありますか。
大田委員	自閉症スペクトラム障がいと知的の障がいを併せ持っている 児童生徒が多く、入学前の発達検査時点では検査時の環境や その時の気分やリズムによって持っている力が発揮できない パターンもあるため、学びの場の見直しで指数を測ったとき に、70 以下で入学した生徒が 80 に上がっており、その生徒は 知的の問題よりも自閉症の問題の方が大きいということで措 置替えとなっております。
大田委員	この判定や調査は、健康診断等で行うのですか。
指導課指導係長	判定の材料としましては、保護者本人からの相談であったり、 学校生活の中で先生方から保護者本人に相談であったりがス タートとなります。そこでまず発達検査を受けて、結果から 次年度に向けて特別の支援が必要かどうかを再度学校と保護 者の方で相談していただき、就学支援委員会に上げるかを 判断していただきます。就学支援委員会では保護者を含めた 親子面談を就学支援委員会の先生と行います。その面談結果 と、学校からの学校生活の様子の調査票、先ほどご説明した 発達検査の I Q、また SM 検査という社会生活の中でどの年 齢まで達しているかの検査等を踏まえて審議を重ね、判定し ていきます。
教育長	他に質疑等ございませんか。
教育委員	質疑なし。
教育長	続いて、日程第 9、報告事項「沖縄市立学校における働き方 改革の推進の令和 7 年度の取組及び「業務量管理・健康確保 措置実施計画」について」 事務局より説明をお願いいたします。
	指導課指導主事より別紙「沖縄市立学校における働き方改革の 推進の令和 7 年度の取組及び「業務量管理・健康確保措置実施 計画」について」のとおり説明。

会 議 録

教育長	ただいまの報告事項につきまして、質疑等はございませんか。
嘉納委員	18時に退勤する意識というのは、教育委員会にも当てはまりますか。
指導課指導係長	私の経験として令和4年度は7時・8時まで残っていて、週に何度かは9時まで残るような日もありましたが、年々残業時間は減少傾向にあると感じています。
嘉納委員	別添資料6の4ページに外国籍児童の転校転出手続きのための翻訳機の購入とありますが、これは各学校既に導入されているのですか。
指導部長	はい。学務課予算にて購入しています。
嘉納委員	ポケトークは高価ですので、スマートフォンの翻訳アプリ等も検討しても良いのではないのでしょうか。
指導課指導係長	はい。
教育長	各学校現場も退勤時間が早まっているのは良いですね。
指導課指導係長	働き方改革推進委員会の際も自治会長の方から、退勤時間が早まっているようだとお話しもありました。実際に時間外勤務や退勤時間について改善するよう意識して取り組まれています。ただ何名かの先生はこれまでの働き方ややり方を変えられず、時間外勤務が80時間を超える方もいらっしゃいます。
教育長	改善が見られない先生は若手からベテランまでいらっしゃいますが、そういった学校の校長先生との面談も実施していますが、苦慮している状況です。
仲本委員	アンケートの実施時期が令和7年の6月と12月ですが、昨年と同じ時期に比べても上昇傾向でしょうか。 繁忙期とそうでない時期の違いではないのでしょうか。

会 議 録

指導課指導係長	<p>はい。データの的にも改善は進んできています。</p> <p>ただ、休職や辞職する先生もいるため、業務改善だけの問題ではないと考えています。</p> <p>沖縄市としては退勤時間や時間外勤務が改善傾向にあるので、まずはここから解決していくところもあると感じています。学校の雰囲気として、帰宅時間として遅いと認識する時間が早まってきている傾向にあります。</p> <p>あとは放課後の時間をどのように作るかというところですね。その放課後の時間で先生方の教材研究であったり、会議であったり、色々な悩みの相談であったりという、そういう時間をまずは確保してそこを学校の実情に合わせて校長先生にリーダーシップを持って運用していただくというところですね。時間と中身とを、両輪回していかなければなりませんので、まずは時間的なところから改善されていると感じています。</p>
指導部参事	<p>あとは仲本委員がおっしゃったように、6月の繁忙期ですよ。ここは毎年データを取っていないといけないなと感じています。</p> <p>沖縄市は、新職員がはいってくる4月の春休みを少し長くしています。一番忙しい時期に時間をたっぷり使えるように春休みに入る日等を調整していますので、今度その成果がどうなっていくかを調査していきます。</p>
教育長	他に質疑等ございませんか。
教育委員	質疑なし。
教育長	続いて、日程第10、報告事項「その他」です。休憩します。
教育長	再開いたします。これにて令和7年度第15回沖縄市教育委員会定例会の全日程を終了いたします。ありがとうございました。